

奈良県告示第百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成二十八年七月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（平成二十八年六月十六日現在の地番による。）

天理市東井戸堂町四三三番八及び四三三番九

二 申請者氏名 有限会社若狭住宅 代表取締役 濱岸邦雄

三 申請者住所 奈良市柏木町五一九番地の二一

四 道路の幅員 四・〇〇メートル

五 道路の延長 三五・〇〇メートル

六 指定年月日 平成二十八年六月二十日

七 指定番号 郡土第二八〇三号